

## CNS無線ルータサービス おうちWi-Fi無料キャンペーン規約

株式会社ケーブルネット鈴鹿（以下「CNS」といいます。）は、CNSインターネット接続サービス（以下「CNSインターネットサービス」といいます。）料金表に定めるCNS無線ルータサービス（以下「おうちWi-Fi」といいます。）の利用を促進し、CNSインターネットサービスをより便利にお使い頂くため、「CNS無線ルータサービス おうちWi-Fi無料キャンペーン」（以下「本キャンペーン」といいます。）を実施いたします。本キャンペーンは、本規約に従って行われ、本キャンペーンにお申し込み頂くお客様には、本規約の内容を十分にご理解、ご同意いただいていることを前提といたします。

### 第1条（キャンペーン実施期間）

2024年4月1日から2024年10月31日まで

### 第2条（キャンペーン内容）

「おうちWi-Fi」の2年間継続利用を申し込み、当社がこれを承諾した場合、「おうちWi-Fi」2年間継続利用契約（以下、「継続利用契約」とします。）が成立します。この場合「おうちWi-Fi」の月額利用料を無料とします。

また、継続利用期間満了後、無線ルータはお客様に譲渡するものとします。ただし、期間の満了前に継続利用契約の解除があった場合、無線ルータは弊社に返却するものとします。

### 第3条（適用条件）

本キャンペーンは、以下のいずれかの場合に適用されるものとします。

- (1) CNSインターネットサービス新規申込希望者または、同サービス利用者が、「おうちWi-Fi」の2年間継続利用を申し込み、CNSがこれを承諾した場合
- (2) CNSドコモ光向けインターネット接続サービス新規申込希望者または、同サービス利用者が「おうちWi-Fi」の2年間継続利用を申し込み、CNSがこれを承諾した場合

### 第4条（継続利用期間及びその起算日）

継続利用期間は以下のとおりとし、申し込み後の継続利用期間の変更はできません。

- (1) CNSインターネットサービス新規申込同時適用：「おうちWi-Fi」の提供を開始した日の属する月の翌月1日を起算日として、2年間
- (2) CNSインターネットサービス利用者の申込適用：本キャンペーンの申込書到着月の翌月1日を起算日として、2年間

### 第5条（違約金）

2年間の継続利用期間の満了前に継続利用契約の契約解除があった場合の違約金の額は、CNSインターネット接続サービス料金表に定める「おうちWi-Fi」1ヶ月の利用料金とし、CNSが別途定める期日までに、CNSが指定する方法により一括してお支払いいただきます。

### 第6条（本規約の変更）

CNSは、本規約の変更についてCNSインターネット接続サービス契約約款を準用するものとします。この場合、無線ルータサービスの提供条件は、変更後の本利用規約によります。

### 第7条（協議等）

- (1) 本規約に定めのない事項については「CNSインターネット接続サービス契約約款」または「CNSドコモ光向けインターネット接続サービス利用規約」を適用するものとします。
- (2) 契約者及びCNSは、本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意を持って協議の上解決するものとします。

2012年6月1日制定

2024年4月1日改定

本利用規約は2022年7月1日以降のCNSインターネット接続サービス加入者に適用されます。

2022年6月30日以前のCNSインターネット接続サービス加入者には適用されません。